

会報 みやざき

KAIHOU MIYAZAKI

50th Anniversary



土地家屋調査士

ひと・とち・みらい

はーもにー

目 次

1. 第49回定時総会	1
2. 会長あいさつ	3
3. 祝 辞	4
4. 九州ブロック協議会平成16年度定時総会報告	6
5. 日調連平成16年度定時総会報告	7
6. 日調連九B協議会第1, 2回会長会報告	11
7. 家族写真館	15
8. 県会ソフトボール大会復活	15
9. 歴史散歩 ―えびの市の巻―	18
10. 電話インタビュー	18
11. 受賞者名簿	19
12. 会務報告	20
13. 会員の動き	21
14. 表示登記Q & A	22
15. 編集後記	23

平成16年度（第49回）定時総会議事録

1. 開催の日時及び場所

平成16年5月21日（日）13時30分～
宮崎厚生年金会館（ウエルシティ宮崎）

2. 会員現在数 207名

3. 出席会員総数及び議決権数

実際出席数 134名

委任出席数 32名

合計 166名

議決権数 166名

4. 来賓

宮崎地方法務局長 平野 英雄氏
同総務課長 長縄 博泰氏
同首席登記官 田辺 正知氏
同庶務係長 岩元 和男氏
宮崎県行政書士会会長 白土 和明氏
宮崎県公共嘱託登記司法書士協合理事長 川名 進氏
宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協合理事長 松浦 正展氏

5. 議案

第1号議案

平成15年度会務報告並びに事業経過報告

第2号議案 各種委員会報告

- (1) 綱紀委員会
- (2) 境界鑑定委員会
- (3) 苦情相談委員会
- (4) 紛議調停委員会

第3号議案

平成15年度収支決算報告（特別会計を含む）の承認について（監査報告）

第4号議案

平成16年度事業計画（案）について

第5号議案

平成16年度収支予算（特別会計を含む）（案）について

第6号議案 その他

- (1) 「紛議調停に関する細則」並びに「情報公開に関する細則」について
- (2) その他

6. 議事の経過及び結果

(1) 開会

平田登基美副会長が開会を告げた。

(2) 土地家屋調査士倫理綱領斉唱

魚矢会員に続いて全員で、土地家屋調査士倫理綱領の斉唱を行った。

(3) 物故会員のために黙祷

司会者の音頭により、物故会員に対する冥福の黙祷を行った。

(4) 新入会員紹介

小西 俊一会員・塩月 聖児会員
岸良 健一会員・佐藤 守三会員
森 辰男会員・大谷 洋助会員

(5) 会長挨拶

宮崎県土地家屋調査士会会長 河野 俊治

(6) 表彰

（福岡法務局長表彰） 豊饒 輝隆会員

（宮崎法務局長表彰） 広末 誠会員

彌榮 純也会員 後藤 昭彦会員

那須 義明会員 猪野 一博会員

福岡 良一会員 井上 辰男会員

（日本土地家屋調査士会連合会長表彰）

佐藤 仁之会員 有馬 裕之会員

佐藤 金夫会員 内村 寛会員

（九州ブロック協議会長表彰）

豊饒 輝隆会員

（宮崎県土地家屋調査士会長表彰）

松山 茂会員 山下 尚喜会員

野中 靖昌会員 佐藤 満徳会員

坂口 栄会員 栗山 俊治会員

谷口 偉文会員

受賞者を代表して豊饒輝隆会員と佐藤仁之会員が謝辞を述べられた。

(7) 来賓紹介

(8) 来賓祝辞

宮崎地方法務局長 平野英雄氏

(9) 祝電披露

日本土地家屋調査士会連合会長祝辞

日本土地家屋調査士会連合会九州ブ

ロック会長祝辞

何れも司会者が代読した。各県調査士会長祝辞は割愛。

(10) 褒章者紹介

次第には記載されていないが春の黄綬褒章の紹介を行いたい旨の説明があり受章者野田喜久至会員が挨拶を行った。

(11) 議長・副議長選出

司会者が総会に諮ったところ、執行部一任との声がかかり、次のとおり指名・承諾し、議長より就任の挨拶があった。

議長 稲葉 博会員

副議長 岩切 和弘会員

(12) 議事録署名者・同書記選出

議長は、議事録署名者・同書記を慣例により議長が氏名する旨の可否を総会に諮ったところ異議がなかったので、以下の通り指名し、会員の承諾を得た。議事録署名者 湯地達也会員・金丸敏

雄会員

同書記 後藤泰孝会員・上田敏文会員

議長が議事に入る前に第1号議案から第3号議案並びに監査報告を一括上程し又、第4号議案と第5号議案を一括上程し、それぞれ審議することを踏って承認された。

宮崎支部白土和明会員より第6号議案その他のなかで会則改正の動議を提出する旨の発言があり議長が了解された。

(13) 議事

議長は第1号議案から順に執行部および各種委員会の責任者の説明を求めた。

平成15年度会務報告の総括を河野俊治会長が説明し、詳細を総会資料に沿って、総務部長 鎌田隆光 業務部長 谷口和隆 広報部長 養原照光 財務部長 富田美利がそれぞれ説明した。

・綱紀委員会 綱紀委員長松元光春が2件の調査依頼があり1件については報告書作成中であるとの事を説明した。

・境界鑑定委員会 鑑定委員会委員長白土和明が10回に渡る境界鑑定講座を無事終了したことを報告した。講座の重要性から今後とも継続して講座を開催したい旨を述べた。

・苦情相談委員会・紛議調停委員会 総務部長 鎌田隆光が数件の苦情がよせられたとの報告があり各支部長が対応したとの事である。紛議調停についてはまだ、実働していない。

3号議案 平成15年度収支決算報告の説明を財務部長 富田美利が総会資料(収支決算書)に沿って説明した。

続いて監査報告を監事 酒井弘が報告した。

議長は、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び監査報告について質疑を受けた。

総会から質問がないため、議長は、質疑を打ち切り、本議案の賛否を踏ったところ、出席会員の過半数の賛成を得た。よって議長は、「第1号議案、第2号議案、第3号議案及び監査報告は、原案のとおり議決された」とした。

第4号議案

平成16年度事業計画(案)承認の件
第5号議案

平成16年度収支予算(案)承認の件
議長は、第4号議案、第5号議案の審議に先立って執行部に同議案に関する説明を求めた。

平成16年度事業計画(案)の基本方針の河野俊治会長が説明し、各部の詳細を総会資料に沿って、総務部長 鎌田隆光 業務部長 谷口和隆 広報部長 養原照光 財務部長 富田美利がそれぞれ説明した。

議長は、第4号議案、第5号議案について質疑を受けたところ宮崎支部 児玉勝平会員が軌線が生じた場合の解決の指針を作ってもらいたい又、従来のままの業務と調測要領に基づいた業務との比較検討をしてほしい旨の要望があった。

また、宮崎支部 竹下盈就会員が県会主体の境界鑑定委員会がありますが、筆界と所有権界を実務上、分合筆登記などをつかって現実的な解決を目指せないか研究されてはと質問された。これに対し谷口業務部長が答弁し、現在は、やはり筆界認定が重要との見解を述べた。

議長は、質疑を打ち切り、本議案の賛否を踏ったところ、出席会員の過半数の賛成を得た。よって議長は、「第4号議案、第5号議案は、原案のとおり議決された」とした。

第6号議案 その他

- (1) 「紛議調停に関する細則」並びに「情報公開に関する細則」について(報告)

鎌田総務部長より説明があった。

(2) 動議

総会の冒頭宮崎支部白土和明会員より提案された緊急動議について議長が提出理由を同会員に求めた。

会則第92条の調測要領の会則位置付けを削除するもので全員に理由書が配られた。

議長は、質問・意見を受け付け宮崎支部 野田喜久至会員、同支部児玉勝平会員らが意見を述べた。

議長は、賛否を踏ったところ重要な問題であるので調査士全員の同意が必要ではないかとの意見があり、それを受けて河野会長が早急に研修会を開きその後審議する旨を白土会員に伝え承された。

最後に議長及び副議長は、退任の挨拶を行い降壇した。

(14) 閉会

山下尚喜副会長は、本日の総会次第はすべて終了した旨を告げた。



会長あいさつ

会 長 河野 俊治

新緑の若葉が目まぶしく、日ごとに夏の訪れが感じられる本日ここに、宮崎地方法務局長様を始め、多数の来賓の皆様のご臨席のもと、宮崎県土地家屋調査士会の、第49回定時総会を、このように盛大に開催できますことは、関係各位の日頃のご協力と、ご支援の賜であり、心より感謝とお礼を申し上げます。

ここ数年、国全体が永く厳しい経済情勢の中にありますが、ここに来て輸出関連等、一部の企業で、ほんの少しずつではあるものの、経済回復の、明るいニュースが聞かれ初めました。この回復の動きこそ、我々がこぞって待ち望んだものであり、一層力強く確かな足取りとなつて、私達地方に生活する市民の周囲にも、早く波及して欲しいと心より願うものであります。

さて私達調査士を取り巻く、もう一つの環境である資格制度に関しましては、昨年8月1日に、土地家屋調査士法が改正施行され、報酬基準額の廃止や、調査士法人の合法化等、ますます、規制緩和、自己責任体制への移行と変化が要請され、一方では、我々と最も関係が深い不動産登記法において、オンライン申請を基本とする、大幅な改正が今国会に上程されており、近日中に成立の見込みであります。

このような中であって、我々土地家屋調査士が、オンライン申請制度に埋没しない為には、資格者代理人として、今以上に、社会的に認められることが肝要であり、そのためには、会員全員が、表示登記に関する法律面、技術面での多様な、対応解決能力と、あらゆる面で、社会的責任を全う出来る能力を、備えなければなりません。

特に、最近のコンピューターの飛躍的進歩や、測量機械の格段の発達により、測量の負担は軽減され、その精度は格段に向上しましたが、土地家屋調査士としての真価が問われる地図の見方や、判断能力には、かなりの個人差があるのも又事実であります。

希望者を対象として、昨年度10回にわたって開催された境界鑑定講座は、そういう意味でも

画期的な試みであり、多大な成果を上げ得たと思っております。今年も、執行部としましてはこのような自主的勉強会を支援していく方針であり、全体的資質向上を図って参りたいと考えております。

その一方で昨年度も、一般市民からの会員に対する苦情が数件あり、こちらも年々増加の傾向にあります。

その理由の一つに、我が国がアメリカ型の訴訟社会へと移行しつつあるという現実があり、些細なミスが取り返しのつかない事態を招かないとも限りません。

どんな資格業界でも言えることですが、社会に認められた資格であればあるほど、その責任は重いものがあります。執行部としましては、会員が一人でもそういう困難な事態に陥らないために、業務研修、法律研修を開催して資質の向上を図ってまいりますので、会員全体が社会的責任の重さを痛感され、積極的に参加されるようお願いするとともに、普段から自己研鑽を積み、落ち度のない業務処理を心がけて頂きたいと思います。

又、最後に今次の司法制度改革におきまして、調査士政治連盟の果たした役割についても申しあげておかなければなりません。それまでなじみの無かった国会議員の方々に対し、勉強会を開催して、法務局備え付け地図の果たしている役割や、問題点を理解してもらう等、国政の中心において、表示登記制度や、地図の役割に対する、重要性の確認が、徐々に広まりつつあります。我が宮崎会は加盟率が高い方ではありますが、まだ未加入の方もおられますので、是非党派や主義主張を超えて、一緒に参加して頂き、表示登記と調査士制度の改善に、足並みを揃えてご協力願いたいと切に希望します。

最後に、私達にとって、昨年は土地家屋調査士法改正、今年は不動産登記法改正等、まさに土地家屋調査士制度全体にとって、大変革の時期にあります。宮崎県会も環境の変化に遅れをとらぬよう、一致団結して、この難局を乗り切っていかなければなりません。今後とも会員の皆様のご支援と、ご協力をお願いいたします。

以上、本日の定時総会を開催するにあたり、はなはだ拙劣で意を尽くしませんが、会長としての考えの一端を、述べさせて頂きまして、開会の挨拶といたします。



祝 辞

宮崎地方法務局
平野 英雄

本日、宮崎県土地家屋調査士会第49回定時総会が盛大に開催されましたことを心からお喜び申し上げますとともに、お祝いの言葉を申し上げます機会を得ましたことを大変光栄に存じます。

宮崎県土地家屋調査士会並びに会員の皆様方におかれましては、日ごろから法務行政、とりわけ不動産登記の表示に関する登記制度の適正かつ円滑な運営につきまして、格別の御協力をいただいておりますことに対しまして、本席をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど、永年にわたって土地家屋調査士として業務に精励され、土地家屋調査士制度の充実発展のため、尽力・貢献されました方々が表彰をお受けになりました。受表彰の方々には、心から敬意とお喜びを申し上げますとともに、今後のより一層の御活躍を御期待申し上げます次第でございます。

さて、皆様方も御承知のとおり、昨年8月1日には、土地家屋調査士法の一部を改正する法律が施行されました。この改正によりまして、土地家屋調査士事務所の法人化を始めとして、資格試験制度及び懲戒手続の整備等が行われました。これらは、「各種業務分野における競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国民生活の利便性向上等を図る。」ことを基本方針とする政府の「規制改革推進3か年計画」に基づくものであり、このことは、土地家屋調査士の皆様方に対して、国民の皆様からより高いレベルの期待がかけられていることにほかなりません。

また、貴会におかれましては、裁判外での紛争解決を図るための土地境界問題相談センター設立に向けての「境界鑑定委員会」を設置され、境界鑑定講座を定期的に関行される等具体的な取り組みをされており、また、「苦情相談委員会」を設置され、県内の3か所の苦情相談小委員会を含め、相談の解決や登記無料相談所の開設等、積極的に活動されていると伺っております。会員の皆様方におかれましては、今後とも、業務内容の一層の充実に努められ、引き続き社会に貢献されますことを期待いたしております。

本日は、折角の機会でございますので、法務行

政が当面する諸問題のうち若干の事項について申し述べ、会員の皆様の御参考に供したいと思っております。

まず第1に、「民事法務行政をめぐる新たな施策の実施について」であります。

今日の高度情報化社会にあつて、「電子政府の早期実現による行政サービスの向上」が国の検討課題として掲げられている中、民事法務行政においても、IT化の推進や都市再生、地図情報システムの構築等、高度なサービスの提供を早期に実現することが求められております。

不動産登記事務のコンピュータ化につきましては、現在、全国展開が順調に進捗し、平成19年度末ころの移行完了を目指しております。当局におきましては、管内すべての庁で完了していることから、現在、登記情報の活用策として、全国すべてのコンピュータ庁の登記情報がインターネットを利用して提供できる「登記情報提供システム」、従来の管轄登記所を超えて通信回線を利用して登記事項証明書の交付を受ける「登記情報交換システム」を全庁において開始しているところであります。

また、商業・法人登記事務のコンピュータ化につきましては、既に、本局登記部門が平成14年9月に、延岡市局が平成15年6月にブックレス庁としてオープンし順調に稼働しており、都城支局が来週、5月24日にオープン予定となっております。今後の計画としましては、本年7月に日南支局、12月に日向支局、来年度に高鍋、小林の両出張所で登記所内移行方式で作業を開始する予定になっております。皆様方には、この間、いろいろと御不自由をおかけすることもあるかと思いますが、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、IT化の推進についてであります。

皆様方も御承知のとおり、本年3月3日、通常国会に登記申請のオンライン化等を内容とする不動産登記法の改正法案が提出されました。この改正法案は、不動産登記制度を高度情報化社会に対応した内容とするため、書面による申請手続きに加え、インターネットを利用した申請手続きの新設、権利登記における出頭主義の廃止、登記済証（権利証）の本人確認機能を代替するものとして「登記識別情報」を通知し、電子署名とともに、次の申請時における登記名義人の確認手段として利用する制度を導入するものであります。さらに、この法案は登記官による本人確認権限の明確化に加え、登記事項証明書もインターネットにより請求可能となるほ

どのオンライン申請に直接関連する事項のほか、地図のコンピュータ化を盛り込むなど、現行制度を全面的に見直すものであります。これによりまして、登記の正確性を確保しつつ、国民の利便性の一層の向上が図られることとなります。皆様方におかれましては、高度情報化施策の円滑な推進につきまして、なお一層の御支援と御協力をお願いしたいと存じます。

第2に、「地図整備事業について」であります。

昨年6月、内閣に設置されました都市再生本部におきまして、法務省と国土交通省とが協力して、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を積極的に推進するとの方針が決定されました。いわゆる「平成地籍整備」といわれるもので、かねてから課題であった登記所備付地図の整備が政府全体の方針として位置付けられたこととなります。

この「平成地籍整備」の内容は、第1段階として、全国の都市部について「測量基準点の整備や公図との現況の関係についての基礎的調査」をおおむね2年で完了し、第2段階として「対象地域の現況に応じて、既存の測量成果（図面）を活用した地籍調査素図の整備」を行い、第3段階として「地籍調査素図をもとに正式な地図化を図るとともに、電子化、関係省庁での共有化を図る」とされております。また、公図と現況が大きく異なる地域においては、法務局による法17条地図の作製作業を推進することや、法務局が国土調査の境界確認等で協力を求められることになるなど、今後の地図整備事業においては、私ども法務局が直接関与し、強力に推進することになっております。

また、境界確定訴訟については、判決までに相当の時間を要し、登記制度との連携がないなどの指摘がされていることから、新たな境界に関する専門家である土地家屋調査士、弁護士、登記官が関与して、行政処分によって境界紛争を解決しようとする裁判外境界紛争解決制度（いわゆるADR）の創設が検討されております。

この制度は、司法制度改革の重要な柱の一つであり、裁判外境界紛争解決制度の拡充及び活性化が掲げられており、司法制度改革推進本部では、ADR検討会を立ち上げ、平成16年の通常国会への法案の提出を目途としてADR基本法の制定に向けた検討を進めているところであります。この制度の考え方の基本となっているものは、国民の裁判を受ける権利と密接な関連

を有する制度であり、また、境界の鑑定をADRにより簡易かつ迅速に行い、これを地図に表示して登記と一体化を図り、公示するということであります。そして、不動産取引の安全と円滑を図るためには、早急実現すべき極めて重要な制度であるといえます。

この事業の推進に当たっては、表示登記の専門家であります土地家屋調査士の皆様方に対する社会的貢献への要請と期待が一層高まることになるものと考えておりますので、今後とも、なお一層の御支援と御協力をお願いしたいと思います。

なお、法務局におきましても、平成地籍整備事業、法17条地図作製作業10か年計画及び裁判外境界紛争解決制度等は、いずれも表示登記の事務に直接関係するほか、法務局の組織体制及び将来の登記行政の在り方にも重大な影響を及ぼすことから、それらに関する調査・研究・情報収集等を行い、職員に周知・理解させ、意識改革を図る目的から、「地図整備事業等プロジェクトチーム」を設置したところであります。今後は、貴会で設置されている「境界鑑定委員会」等との意見交換など、定期的な打合せをお願いできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、従来から取り組んでおります地図整備作業につきましても、本年度は、都城支局において実施することとしております。御承知のとおり、地図整備作業は、正確な登記情報の提供と表示登記の適正・迅速な事務処理の遂行に必要なものでありますので、今後とも土地家屋調査士会並びに会員の皆様の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、規制緩和、自由競争の流れの中で土地家屋調査士をめぐる状況には厳しいものがありますが、皆様方におかれましては、土地家屋調査士業務と土地家屋調査士制度に対する国民の信頼にこたえていただくために、土地家屋調査士本来の責務と制度の目的についての認識をさらに深めていただき、適正な業務処理を通じまして、その社会的使命を十分に果たされますことを期待申し上げますとともに、今後なお一層の御尽力をお願い申し上げる次第でございます。

終わりに、宮崎県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念申し上げます。私のお祝いの言葉といたします。

「九B協議会定時総会」

会 長 河野 俊治

会議の名称 九B協議会平成16年度定時総会

日時と場所 平成16年6月4日午後1時～

5日正午

ホテル セントヒル長崎

定刻、山垣清正管区法務局長、西本孔昭日調連会長以下の来賓をお迎えして、平成16年度の日調連九B協議会定時総会は、阿部重信九B協議会会長の挨拶をもって開会された。

表彰等のセレモニーの後、西本孔昭日調連会長から連合会の動きについて、要旨以下のような報告があった。

（西本会長）

調査士制度の向上に政治連盟の支援は大きな力となりつつある。どこの政治連盟においても発達過程は概ね4期に分類される。第1期は特定政治家との交流が始まるお祭りの時期、第2期は制度改善を訴える時期、第3期は法律制定を目指す時期、第4期は政治連盟が独自勝手に歩み出そうとする鬼っ子状態の時期である。いずれにせよ、政治連盟の会長には実行力のある人でなければ、前進は見込めない。

調査士制度改革議員連盟は現在、与党野党ともに立ち上げて頂いたが、これも政治連盟の支えがあつてのものである。今後も調査士制度を真に国民のための制度として改革改善していくためには、立場や主義主張の違いを乗り越えて一人でも多くの会員を政治連盟へ参加させなければ、立法者である政治家や官僚へ訴える力が弱い。

但し、議連に加盟している政治家の中にもかなり温度差があつて、真剣に調査士制度の将来に向けて改善に取り組んでくれる人や利害得失を計算して取り組もうとする人等様々であり、それぞれに対する見極めと適切な対

応が必要である。

法務省の行うADRについては、筆界のみでとまれば国民の素朴な要求に応えられない。所有権界まで踏み込んで結論を出してやらないと国民にとって利用しやすい制度とまらない。そういう点で、調査士会が推進する民間型ADRとは若干趣旨が異質のものであるが、法務省の構想している行政処分型のものADRであれば結果として様々な面で行詰まる懸念が大きく、結局は行政型ADRも民間型ADRの長所を採用せざるを得ないだろう。

又一部の会員が勘違いをして、境界鑑定＝ADRとはやとちりしているようだが、とんでもない短絡話である。鑑定はあくまでも最低条件の能力であつて、ADRはそれから更に担当範囲で豊富な訓練の積み重ねが必要な分野である。

登記オンライン化を前提とした不動産登記法改正に際して、調査書を法定添付書面として位置づけて貰えるよう努力したが認められなかった。しかし、調査士は土地家屋調査士最大にして最後の砦である。又表示登記義務化の見返りとして要望していた登記完了証書の発行は何らかの形で採用されそうである。

オンライン登記は平成17年3月頃に水戸地方法務局管内で試験運用が開始される予定であるが、利用するためには、関係者全員が住民基本台帳ネットワークに加入していなければならない。しかるに現時点での全国での加入者は、国が期待していた300万人にはほど遠い30万人程度にしか過ぎず、円滑な運用は困難である。自分の感想としては、しばらくは大多数が現行の状態で推移し、オンライン申請出来る範囲はごく限られると見ている。

法務省も、独立行政法人化されることを真剣に考え始めた。法務省特に地方法務局が、一身専属で職務の専門性を主張出来る分野としては、地図の管理と筆界の認定ではないだろうか。土地家屋調査士との専門性とも良く一致するので連携が重要である。

我々は何と言っても法務省民事局並びに地

方法務局の担当者を下から支えて行かねばならない。法務省との二人三脚体制は、多少の紆余曲折があるにせよ今後とも守らねばならない最後の一線である。やるべき時には、たとえ儲けが出なくてもやらねばならないという覚悟が必要だ。

公嘱協会は、今一度協会設立当初の原点に立ち返り、公益法人であるという自覚と調査士制度存続発展のためになすべきことをじっくりと考えるべきである。

又、地図整備の問題にしても、県会の頭越しに地方法務局と公嘱協会が直接交渉することはもつてのほかであり、県調査士会を通せということを民事局に申し入れしてある。

今後は、各会で独自に資料センターを持つ必要があるのではないかと思う。(世の中のすべての分野において) 情報を制するものが、世の中を制するのは当然の理である。

一旦休憩の後、杉山勇長崎会会長が慣例により議長に選任され、議事が開始された。今年は役員改選も無く、淡々と議事は進行し、平成15年度決算報告案は監査報告と共に満場一致で可決確定した。

次に平成16年度事業計画案、同予算案が順次上程された。

事業計画の中で目新しいものは、地図研究セミナー委員会を8月、12月の2回福岡市で開催することと、10月30日～31日に別府市で西日本会長会を開催することになった。

最後に次期事務局担当会決定の件に移り、九B協議会内規の順序に従い、佐賀会に決定することを満場一致で承認して、すべての議案を提案どおり可決し確定した。

以上で全ての議事を終了し、二日目の正午前、予定通り総会は閉会した。



「日調連定時総会」

会長 河野 俊治

会議の名称 日調連平成16年度(第60回)定時総会

日時：場所 平成16年6月25日午後1時～

26日正午過ぎ

ホテル 京王プラザホテル

定刻、実川法務副大臣、房村法務省民事局長以下の来賓をお迎えして、平成16年度の日本土地家屋調査士会連合会(第60回)定時総会は開催された。宮崎会からは、代議員として会員河野と山下尚喜副会長が参加した。

昨年8月1日の改正土地家屋調査士法施行、今国会での大幅な不動産登記法改正法案成立、行政型ADRである土地境界確定委員会構想の発表等、我々調査士制度を取り巻く環境が劇的に変化を遂げつつある中での連合会総会であり、中央での最新の情報を貪欲に吸収しようと総会会場は何時にもまして緊迫した雰囲気包まれていた。

初日セレモニー後の西本孔昭日調連会長挨拶(要旨)

今次不動産登記法改正に際しては、衆参両議院における与野党の土地家屋調査士制度推進議員連盟の先生方に頑張って貰った。特に自民党のS代議員、民主党のK参議院議員には誠心誠意ご協力を頂いた。その結果付帯決議の中で「…不動産の表示に関する登記申請について…、資格者代理人(この場合土地家屋調査士を指す)制度の活用を図ること…」等と、より実効性ある字句をつけて頂いた。

新しい不動産登記法の中心に位置づけられたオンライン申請を軌道に乗せ、資格者代理人としての立場を確立するためにも、連合会独自の特定認証局の立ち上げは喫緊の課題である。あわてる必要は無いが、円滑な運用に支障の無いように、民事局とも緊密な連携を取りながら実務協議を進めている。今後立ち上げに伴う財源の手当等重要な問題が出てくるので、会長会や臨時総会開催も視野に入れ

て検討や協議が必要になると考える。

民事訴訟法改正の中で新設された専門委員制度の中で、大阪会と宮城会から合計3名の会員が専門委員に任命されたことは、土地家屋調査士の職分の重要性が再認識された結果であり、社会的地位向上の一つの表れである。

最近法務省の発表した行政型ADRである「新しい土地境界確定制度構想」の中の『境界確定委員会』には、日調連が推進し、弁護士会との協力で運用が開始した民間型ADRの長所も採用されようである。土地家屋調査士も当然ながら構成委員の一部に位置づけられているが、そのメンバーとして職責を十分に全うするためには、まず、境界鑑定理論をマスターした上で、さらに民間型ADRの考え方をしっかりと身につけて消化しておく必要がある。(あらゆる場面で全方的かつ柔軟に対応できなければ、境界鑑定理論のみでは半人前の評価しか得られない。)

今年度は、法務局の行う地図整備作業予算が約4倍(約8㎦)に増額された。これも政治連盟と議員の先生方の支援があったればこそその成果である。とはいえ、まだ我々の要求水準にはほど遠い(将来的には地図混地域でも対応出来るだけの密度の濃い予算が必要になる)ので、その実現のためには少しずつでも実績を積み重ねることが最も重要である。

不動産登記法改正についての松岡制度対策担当副会長報告

国会の衆参両法務委員会においては、与野党計12名の議員先生に質問して頂いた。

(この間調査士制度や不動産登記法について何回と無くレクチャーやプレゼンテーションを実施して議員の先生方に地図の重要性等を訴えてきた)、その結果当初予定されて無かった「登記完了通知」制度が創設されることが確実になった。(現在の登記済証と同じ効力がある訳ではないが、顧客に対する強い登記済みの証となる)

又、土地家屋調査士作製の实地調査書についても法定添付書面に位置づけして貰うよう質問して頂いたが、『今次改正では無理だが将来的には法的位置づけも検討する。』とい

う答弁を得た。

尚、不動産登記法改正に伴う政・省令について現在月2回程度のペースで当局側と協議を行いその都度要望等をお願いしている。

連合会自家共済規約の一部改正についての浅野財務部長報告

日調連会報5月号「今、連合会は…!」の記事のごとく、共済制度そのものは維持するものの、脱退並びに弔意給付金額を段階的に減額することが、4月22~23日開催の連合会理事会において決定し、本年10月1日から実施される予定であることが報告されたが、関東ブロックから、「低金利の昨今、社会のあらゆる団体において共済制度の大胆な見直しが進められている中、日調連としても再度制度の廃止と資金の有効な運用も含めた検討が必要である。そこで、8ブロックから1名ずつの委員を選出し、共済制度検討委員会を組織し検討し直して欲しい。」との8ブロック会長連名の要望が提出されたので、これを受け待野総務担当副会長から、「この件については、総会直前にこの情報を入手し、昨日の理事会において検討した。執行部としては、8ブロック会長連名の要望でもあるので真摯に受け止め、総会で承認いただければ、要望に添った形で(仮称)『自家共済のあり方に関する検討委員会』を組成してこの1年間をかけて再検討したい。」との回答がなされ、満場一致で採択された。但し本年10月1日からの自家共済制度の改正施行は実施される予定。

連合会の考え方としては、自家共済がこれまで果たしてきた会員相互の互惠互助精神の実現とその役割については、非常に大きいものがあり、今日でも規模の小さな単位会では特に、その意義は大きなものがあるという認識には変わりはないとのことであった。

標記登記オンライン申請他についての馬淵業務担当副会長報告

昨年度より法務省との間で、表示登記オンライン新生制度実現に向けての様々な問題点について、協議を進めてきた。権利の登記と異なり、表示登記にはその性質上克服すべき

特有な様々な問題がある。

特に添付書類や図面等のフォーマットをどうすべきか等々の問題がある。たとえばオンライン化の為にはフォーマットを出来る限り統一化すべきであるという考えがあるが、現状は多種多様のCADデータが混在使用されており、どの形式に収斂すべきかまだ決定していない。そのような中ではあるが、大まかな方向性は定まりつつある。

今後とも法務省当局との緊密な協議の中で、不動産登記法改正に伴う政令（今年8月頃）や省令（今年中）の中に連合会としての要望や意見を少しでも多く盛り込んで貰えるよう、積極的に取り組んでいく。

又、今回連合会では「仮想オンライン表示登記申請システム」のCDテスト版を作成した。完成品ではないが各単位会でも操作し体感して、意見を出して欲しい。（各単位会に1枚ずつ試用版が配られたので、宮崎会では業務部を中心に評価と検討を行っている。）

連合会としては、表示登記オンライン申請制度の運用開始に先立って、調査士会員の支援システム（ソフト作成も含め）が是非とも必要となってくると考えており、オンライン申請に関しての会員からの様々な疑問や要望に出来る限りわかりやすく応えて行きたい。

又、オンライン指定庁は最初（平成17年3月に指定）は1、2庁程度であるが、法務省の予定としては、5年程度を一つの目途として、ブックスレス庁の全てで運用開始にこぎ着けたいとのことである。従って連合会としては、運用が開始される平成17年3月?には、会員の資格を認証する『特定認証局』の立ち上げが必要になるが、当初の認証の形式、完全な形での認証にはならないかも知れない。又、高度セキュリティが求められるので、特定認証局を現日調連事務局の中に置くことは考えていない。

特定認証局の創設に当たっては、導入時の初期費用（現段階で4～5億円の見込み）と、通常のランニングコストが必要となってくるが、特に予測が困難なものがランニングコストの見積もりである。基本的にランニングコ

ストは受益者負担の原則で賄うものとし、有償での個人認証の形となる。

個人認証料金は、オンライン申請がどの程度の比率で利用されるのかにもよるが、基本的問題として住民基本台帳ネットワークが普及し、関係者全員が加入していけない完全なオンライン申請は出来ないという問題もある。

ランニングコストの問題については、先発の始業団体の認証局においても予測と現実がかなり乖離していると聞いており、運営費の適切な算定が非常に困難な模様である。今後共あらゆる関連情報の収集に努め、円滑な運営を目指して合理的な計画を立てていきたい。

参考に、司法書士業務である商業登記オンライン申請はこの6月にスタートしたが、日司連の運営する特定認証局の運用開始は平成16年11月頃になると聞き及んでいる。

改定版「調査測量実施要領」については、現在評価版を各会に限定配布し、評価とチェックを依頼しているところであり、9月を目途に意見集約として、修正と補完を行い発行に持ち込みたい。特に、「登記基準点」の名称については、調査士の日常業務の中で利活用する共通言語として、周知徹底し普及させていきたい。

9月頃に各ブロック毎に日調連主催（役員出向）の担当者会同を開催し、総務、業務（予定）を中心に不動産登記法改正や、土地家屋調査士の周辺の社会的情勢について勉強会を開催する。

【その他の平成16年度事業計画】

《制度対策本部》

1. ADR基本法整備を見据えた調査士の能力担保と資質の向上
2. 日調連の特定電子認証局の構築
3. 社会的貢献としての登記所備付地図整備事業への主体的参加

《総務部》

1. 不動産登記法改正への周辺施行令、細則、規程改正への対応
2. ADR基本法への対応
3. 関係法令の研究と、会則、諸規定の見

直しと検討

《財務部》

1. 研修特別会計創設及び財源の検討
2. 自家共済のあり方についての検討（検討委員会での連絡協議）

《業務部》

1. 会員の業務実体調査の実施とアンケート調査
2. 会員業務処理記録（調査書）の研究
3. 登記申請書A判横書きへの対応（民事局二課との協議）
4. 報酬に関するガイドブック策定の必要性検討
5. 報酬額アンケートの実施（平成16年11月頃）
6. 地積測量図の利活用に関する検討
7. 各単位会の境界鑑定委員会の充実支援検討
8. 境界管理・資料センターの設置推進の調査研究

《研修部》

1. 研修体系の研究及び研修計画の策定（調査士法第25条2項関係等）
2. 連合会保有資料（判例等）の電子化（叢書購入者への配布構想）
3. 登記申請書A判横書きへの対応（民事局二課との協議）
4. 9月の境界鑑定指導者養成講座開催
5. 土地家屋調査士研修テキスト（境界編・技術編）の執筆と年度内の編集

《広報部》

1. 調査士新聞（仮称）の早期発刊
2. 雑誌広告記事掲載の検討
3. 伊能大図展のサポート

その他

【質疑応答】

その後質疑応答がなされたが、最も多かったのは自家共済制度に関してであり、その件は、前出のとおり執行部から1年間をかけて検討委員会の中で検討していくという方針表明により、質問者全員了承した。

Q（愛知） 会員情報の公開について、連合会の考えは？

A（連） 各単位会の方針が良い。

Q（函館） 紛議の調停に関して、当事者からの入金又は出金が発生するがその処理は？

A（連） 出来るだけ特別会計を設けた方がよい。但し、当初は処理件数も少ないと思われるので、とりあえず一般会計で処理してもかまわないと考える。

Q（愛知） 日調連の研究部の事業計画と、各単位会の研修事業の連携計画は？

A（連） 「研修の指針」を早急にまとめて、7月中には各会へ送付したい。

Q（愛知） 全国各会で組成された境界鑑定委員会の活動状況について日調連はどの程度把握しているか？

A（連） 全体の正確な把握はまだだが、各単位会によって活動状況に差があると考えている。

Q（岡山） 現在評価中の調査測量実施要領改訂版の様式について4穴加除式では破れやすいのではないかと？

A（連） 現段階では6穴加除式を考えている。

以上をもって、本年度の日調連定時総会は終了したが、特に今年は閉会后、馬淵業務担当副会長が講師となり、全国の会員が重大な関心を持って注目している「電子認証及びオンライン登記申請に関する説明会」が開催された。

会場では、馬淵副会長がプロジェクターやパソコン、カードリーダー等を駆使して実現して実際に法務省の仮想サーバーにアクセスする場面が典型的表示登記申請手続のやり方のデモンストレーションが行われたが、事前説明の無い1時間弱のプレゼンテーションに終始したので、残念ながら完全な理解にまでは至らなかった。今後早急に配布されたCDを使って検討することとした。



九B協議会平成16年度 第1回会長会議

会長 河野 俊治

会議の名称 九B協議会平成16年度第1回会長
会議

日時と場所 平成16年6月3日午後1時～

4日正午

一日目 ホテル JALシティ長崎

二日目 ホテル セントヒル長崎

定刻、阿部重信九B協議会会長が議長席につ
き開会を宣し、下記のとおり議事が進んだ。

1. 【平成16年度九B協議会定時総会の運営に ついて協議】

- ① 総会の会次第、役割分担の確認と決定
- ② 規約第9条第2～4項と第11条第3～4
項の整合性チェック
監事、事務局長を単位会副会長が兼務する
場合の議決権の有無について

- ③ 内規第4の(4)の事務局手当については、
(5)を新設して別立てとする。

- ④ 慣例化されていた剰余金を次期繰越金と
するための「当期剰余金処分(案)」の記
載については、特段別立てとする理由がな
いので、決算報告(案)の中で処置すべき
ではないかという発言があり、次回会長会
で再検討することになった。

2. 【連合会報告】

連合会常任理事の下川健策福岡会会長から
要旨以下のような報告があった。

「総括」

- ① 調査士制度への取り組みは、高い次元の
政治的話となるので、様々な要素が絡み合っ
て簡単に事が運ぶような問題ではないが、
政治連盟の発足以来、少しずつ政治家の理
解が得られるようになった。西本孔昭日調
連会長が日頃から言われているように、高
い目標を掲げつつ、実際には今日的現実的
な対応も必要である。

- ② 連合会の内部執行体制の合理化と改善の
ため、各ブロックより1名程度の委員を選
出して、「業務執行体制改善特別検討委員
会」を組成することになった。

「公共嘱託登記」

- ① 法17条地図整備作業の予算が、9,000万円

から3億8千万円余に増額されたが、都市
部の会で、受託に消極的な動きがあり、問
題である。(目先の利益のみを追求してい
ては「木を見て山を見ず」や「角をためて
牛を殺す」結果となる。長期的展望にたっ
て判断しなければならない問題であり、そ
うこうしている間にもライバル業界は虎視
眈々と事業参入をねらっている。)

全公連執行部も、採算を優先視する傾向が
あるので、公共嘱託登記協会設立当初の原
点に立ち返り非営利公益法人の目的と調査
士の社会的存在意義を見失ってはならない。
(→この件に関し、熊本会より発言があり、
同会では一旦廃止していた公共事業部を復
活させ、公嘱協会の指導調整に当たってい
るとのことであった。)

東京、大阪の公共嘱託登記協会で受託回避
の動きがあるが、日調連の指導を受け、受
託に向いつつあるとのこと。(この件に関
しては、各会が抱える複雑な内部事情問題
もあるらしい)

- ② 平成の地籍整備事業については、測量業
界の景気対策の側面が強く、国交省主導と
なった。実際の発注は地元の地方自治体が
殆どすべてであり、財政問題もある。

- ③ 東京都墨田区では、全行程を公共嘱託登
記協会が受託し処理した。

- ④ 東京公嘱協会が、地籍調査員(性格づけ
不明)育成を計画している。

- ⑤ 連合会と全公連との間にある考え方の齟
齬については、改善に向けて努力しており、
少しずつ良い方向に向いつつある。

- ⑥ 公嘱協会が地図整備作業等について、法
務局との間で直接働きかけをしている事例
があるが、あくまでも各県会をとおして緊
密な連携を取りながら行うべきであり、法
務省へもその旨申し入れしてある。(県会
は常に公嘱協会の動きを把握し助言する必
要がある。)

「ADR関係」

- ① 行政型ADRである法務省の「新たな土
地境界確定制度の創設」構想について新設
される協会確定登記官を中心に据え、各法
務局で組成される土地協会確定委員会の中
の委員として、弁護士、調査士が想定され
ている。調査士の関与のあり方がどのよう
な形になるのか不明であるが、いずれにせ

よ實質的には鑑定の主要な部分を担わされるものと考えられる。

又、問題としては、筆界は当然ながら所有権界も考慮に入れた結論になることもあり得ることである。この件に関する西本日調連会長の考え方は、「筆界のみに拘泥するADR問題は入り口で立ち往生してしまうので、出発点としては、所有権界を取り入れることも仕方ないのではないか。(実質的な問題、運用していく中で徐々に改善していけばよい)」ということであったそうである。

この制度発足に伴い、従来の境界確定訴訟制度は廃止される予定。

境界確定登記官の決定に判決と同等の効力を持たせ、不服のある申立人には、行政不服審判申立は認めず、決定棄却の申し立てが出来るのみとなる見込みであり運用次第では、一刀両断的強権行使となる恐れがある。

- ② ADR基本法は、今回の通常国会には間に合わず、秋以降の国会に提案される予定。
「登記オンライン関係」

- ① 当初7月1日より実施予定であったA版横書きの申請書様式への移行については、未だに、民事局との間に成案がまとまらず、実施は当分先延ばしとなる見込み。

特に、地積測量図等の図面については、何も決定していない。

- ② 本年度の日調連定時総会の二日目の会議終了後(6月26日の正午頃以後)に、現時点で公開出来る範囲で、オンライン表示登記のデモを行う予定(馬淵副会長、約1時間)

「境界鑑定関係」

- ① 調査士法第25条2項関係の「地域の慣習の調査」については、九B各会からの反応が鈍かったので、福岡会単独で調査を進めてきたが、じっくりと腰を据えて行う必要があるので、今後3年間くらいかけて地域(各県、各支部単位で)毎に資料収集と分類等を行い、成果にまとめたいと考えている。

- ② 昨年9月に開催した「中央境界鑑定講座」については、会長の強い要望で今年9月の継続開催は予定通り実施する。(参加者は昨年の経験者と指導者候補・新人1人の各

会2名)

- ③ これとは別に今年からは、ブロック毎に1名の特別指導者の育成を目指して、特訓グループ研修を実施する。(九州からは大分会の宮嶋会員が内定)

- ④ 各地方方法務局が、ADRに備えて急に地図問題研究会等に取り組み始めた模様であるので、この機会を逃さずに法務局との間に合同の研究会を設置するべきである。

3. 【その他】

(佐賀会) 毎年新人研修会を開催しているが、新人の要望にどれだけ応えられているのか不明であるから、ここ2～3年の参加者からアンケートを集め、次回からの参考にしてはどうか。

(阿部会長) 意味があるとは思いますが、あくまでもブロック新人研修会は、日調連から委託された事業であり、連合会のガイドブックを基本に進めなければならない。

その余の開業にあたっての様々な指導については、単位会で行うべきではないか。因みに、大分会では、新人に対して、宿泊で実技と総務の研修会を実施している。単位会独自開催では多額の費用の負担もあるので、近県同志連絡しあい協力しあって合同で開催することも考えて良いのではないか。

(各会) 異議なし。

(会長) それでは、今年度から各会での新人研修会開催については、情報を交換しあい、九B各会間では、新人の研修への参加を原則として認めることとしたい。但し、参加費等の様々な詳細については、開催県へ一任する。

(福岡会) 福岡では補助者を対象とした研修会の必要性を感じているが、実施には今少し時間がかかる。

その他の事項について協議を行い、6月4日正午頃閉会し散会した。

九B協議会平成16年度 第2回会長会議

会 長 河野 俊治

日 時：平成16年7月24日(土)午後1時～
25日正午
会議の名称：平成16年度日調連九B協議会第2
回会長会議
場 所：ルークプラザホテル(長崎市)

一日目午後1時、阿部重信九B会長(大分会
会長)が議長となり、開会した。

議 事

【日調連関連事業について】

1. (新)「調査・測量実施要領」の説明につ
いての担当者会同開催の件

本件については、連合会から講師を派遣
して、全国8ブロック毎に開催される。九
州ブロックは下記要領で開催される。指定
参加者は、会長および企画業務役員合計で、
各会2～3名(参加者名簿は7月末までに
九B事務局まで届ける)

日時 9月5日(日)13:00～6日(月)12:00

場所 博多全日空ホテル

※ この件に関する質問(および要望)

事項は、8月20日までに直接連合会事
務局・業務部長までFAX又はメールで
送付すること。

2. 下記日調連特別検討委員会のブロック選
出委員の選任について

① 連合会「(仮称)自家共済のあり方
に関する検討特別委員会」委員として
林弘之佐賀会会長が

② 「連合会業務執行体制検討特別委員
会」委員として河野俊治宮崎会会長が
選任された

3. 西日本会長会議の開催について

西日本5ブロックの会長をメンバーとし、
毎年開催している標記会議については、本
年度の当番ブロックが九州である所、協議
の結果下記要領で開催することとなった。

日時 平成16年10月30日(土)～31日(日)

場所 杉ノ井ホテル(別府市・観海寺)

議題 各ブロック会長宛、九B事務局か
ら打診する。

※ 尚、今年の座長役は中部ブロックの
代表である。

4. 平成17年度日調連全国ゴルフ大会の開催
について

来年度の当番ブロックが九州である所、
協議の結果下記要領で開催することとなっ
た。

来年の秋頃に、福岡県内で開催する。日
時とコースの選定は福岡会に一任する。各
会は九州内での開催であり、福岡会に全
面的に協力するという事で一致した。(各
会から例年以上の参加者を送り込めるよう
努力することとなった)

5. 平成16年度九B管内新人研修会開催の件
本件については、連合会その他からの講
師派遣を受けて、全国8ブロック毎に毎年
開催される。

九州ブロックでは下記要領で開催するこ
とになった。新入会員で未受講者および、
1年以内に開業予定で会長の認める者。例
年50名前後の参加

日時 平成17年2月4日(金)～6日(日)

場所 ルークプラザホテル(長崎市)

6. 第2回全国会長会(場合によっては日調
連臨時総会となる)

日時、場所共に未定であるが、大体の日
安としては10月～11月頃の予定

議題は改正不動産登記法、政令、省令お
よびオンライン申請制度、改訂版調査・測
量実施要領等の説明となる見込み。

【九B主催事業について】

1. 地図研究セミナー、「境界の法理委員会」
開催の件

年2回の開催を予定しており、第1回を
9月10日(金)に福岡会の事務局にて開催す
る。日帰りで開催する。

地図・研究セミナー(委員8名+仲村宏
道九B事務局長(座長))

境界の法理委員会(委員5名+下川健策
福岡会会長(編集長))

第2回目の開催時期は、第3回会長会で
決定する。

2. 今年度の担当者合同は下記日程と担当部で開催する。

日 時 平成16年11月6日(土) 13:00～
7日(日) 12:00

場 所 長崎市(会場は未定、宿泊は東映ホテル)

担当部 総務部(座長は宮崎会の鎌田総務部長)

業務部(座長は鹿児島会の磯端業務研修部長)

テーマは座長が参加者に呼びかけて設定する。(締め切りは10/25)各会は参加者名簿を8/10迄に九B事務局へ通知すること。

3. 今後の会長会義の日程

第3回会長会

平成16年11月6日(土)～7日(日) 長崎市(JALシティ)

第4回会長会

平成17年1月～東京都(日時場所未定)

第5回会長会

平成17年2月4日(金)～6日(日) 長崎市

4. 「ADR」および「紛議の調停」等の問題について対応協議

- ① 今年度は、福岡会が開催する「ADRトレーニング講座(日帰り年間4回開催、参加料は各回3回3,000円)に出来るだけ参加して、研修を積む。

1回目 16.8.8(「ADRとその現状」)

稲葉一人講師、福岡商工会議所)

2回目 16.9.25(「弁護士の考えるADR」)

山崎司平講師、ももちパレス)

3回目 16.11.20(「聴くことの力」)

北村弥枝講師、ももちパレス)

4回目 17.1.15(「調停技法とトレーニング」)

レビン小林久子講師、ももちパレス)

参加申し込みは、福岡会の下川健策福岡会会長へ直接

- ② 福岡会の境界問題相談センターの現況について

相談者一人一回あたり、12,000円の経費持ち出しが発生しており、社会貢献と財政問題で頭を悩ませている。

(内訳) 【出】弁護士日当10,000円 調査士日当5,000円 交通費実費負担等

【入】相談者から一回あたり5,000円

- ③ 紛議の調停については、次回会長会議で各会の規則等を持ち寄り協議する。

- ④ 綱紀委員の選出方法について

佐賀、沖縄会においては、県総会の前に各支部から、定員以上の綱紀委員候補者名簿を提出させ、最終日には選考委員会が適任と思われる候補者を綱紀委員に選出しているが、その他会では、支部選出の綱紀委員(候補)をそのまま半自動的に綱紀委員として総会で承認しているのが実情である。そのために、しばしば持ち回り順番で就任しているという感覚の委員が現れ、適切な審議がなされないことが問題となっている。

5. 次年度の定時総会と親睦ゴルフ大会の日程協議

平成17年6月1日(水)

佐賀市(ニューオータニ) 第1回会長会

平成17年6月2日(木)

佐賀市(ニューオータニ) 平成17年度九B定時総会

平成17年6月3日(金)

佐賀市 ゴルフ大会前夜祭

平成17年6月4日(土)

佐賀市周辺ゴルフ場 親睦ゴルフ大会

概略以上のように決定した。

以上の協議をもって、二日目の正午会長会は閉会し散会した。



家 族 写 真 館

宮崎支部

佐藤 守三

「開業約半年のまだ、駆け出しとまではいかない、はいはいしたばかりの調査士です。」

とは言っても、約二十数年補助者としてのこの業務に関わり、全くこの仕事の経験しかない私です。

振り返れば、遊びほうけてた20代、中途半端な30代、40代中でようやく目が覚め、調査士資格取得することができました。

「何事にも、迷いを捨て、目の前のことに集中して取り組めば、予想以上の成果が上がる。」この言葉は、親として（自分のことは棚に上げ）最近、子供に言い聞かせている自分が居ます。

我が家の愛犬（雌8才）から親た家族紹介をさせて頂くと、1番目に妻、2番目に高三になる長女、3番目に犬、4番目に私、5番目に中三になる長男の4人と1匹で、家族の順位的には下位にある私ですが、とても明るい家族です。

まだ、スタートを切ったばかりであります、土地家屋調査士として知識の向上を図り、諸先輩方々の築いてこられた実績に恥じないよう、頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



10数年の時を経て 県会ソフトボール大会復活

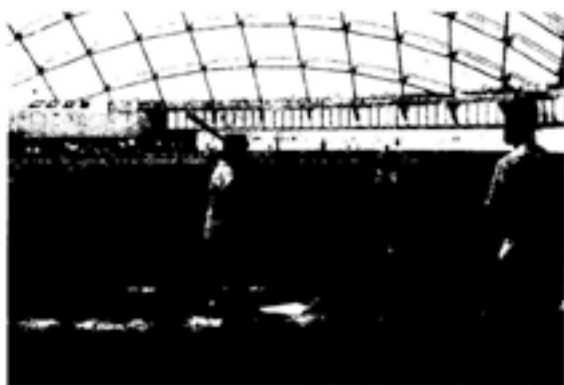
広報部長

養原 照光

去る6月13日（日）宮崎県総合グランド木の花のドームにおいて、10数年ぶりに県会主催のソフトボール大会が開催された。

梅雨の真ただ中での開催と言うことで、全天候型ドーム球場を借り切った開催としたものの、当日外は紺碧の青空、何とも皮肉な自然現象を恨めしく思いつつも大会の成功を確信し、開会行事に臨んだ。

会長あいさつ、参加チーム紹介、競技上の注意とひと通りのセレモニーを終え、選手宣誓を宮崎地方検察局チーム登記部門岩下智昭選手がおこなった。



以下宣誓の全部を紹介する。

宣 誓

私たち参加者一同は、法務局と土地家屋調査士という立場と考え方の違いから、多少のトラブルを抱えているものの、来るべき地籍整備やADRに向けて、信頼関係の醸成と協力体制の構築を目指し、ソフトボールを通じて、多少の酒を潤滑油としつつ、親睦を深めることを誓います。

今、双方のあるべき姿をはっきりと言い現したすばらしい宣誓を聞き一同感激しつつ開会行事を終えた。

参加チームは8チームA・B两部分に4チームつづに分かれ組み合わせが決定した。



ここで参加チームを軽く紹介しよう。

まずは法務局チーム総勢27名の大部隊で参加して頂いた。何とも懐かしく久しぶりに見る顔がそこにあった。

宮崎Bチーム、井上・後藤（泰）・竹下会員を中心とした、いわずともしれた優勝ねらいの精鋭チームである。後で解ったことであるが、宮崎支部は大会前日も練習に励み、励み過ぎて宮本（つき指）その他故障者続出であったとか、何ごとともつけ焼き刃は禁物である。

宮崎・延岡・日南・児湯の混成チームは、勝利こそあげられなかったが、なかなかの善戦であったと評しておこう。

最近おとなしさの目立つ延岡の奮起に期待大といったところか。

都城チームはさすがに人的な老朽化が進み、単独チームの結成が危ぶまれたが、元副会長の長野実さんの孫である、永野祐太郎（中2）永野俊一（小6）両君の促成栽培に成功し、人員とした。

そしてプラス新人会員の岸良健一・中村幸一会員の長男中村仁司・いずれも早朝野球現役の二人をそろえ、これに来年古希を迎える佐土原



駿夫・数年前死戦をさまよい、しかし、みごとに蘇った奥保雄、糖尿病の一步手前で、食事療法に余念のない城脇一男（彼には川柳を一句送ろう、中高年のダイエット）やせたねと言わせるつもりが、やつれたね。こんなことにならないように、老婆心ながらのロートル三氏を加え、何とか頭数を揃えることが出来た。何分にも私養原が役員チームに引っ張られると言う不足の事態がおき、この大きな穴をうめることが出来るか、心配をしつつ、後髪引かれる思いで後を岸良キャプテンにゆだねた。

小林チームも、小柳支部長を中心に見事に単独チームを組んできた。声だけはいつも大きな山下副会長、球技は苦手か外村君。その他個性豊かなメンバーである。

宮崎Aチーム 松元光春公頼副理事長を中心に精鋭Bチームの、あふれ組を集めてのメンバーである。案の上時間になっても人数がそろわず、法務局より応援を仰ぎやつのことで、試合開始となった。

しかし、石川博康前厚生部長（ピッチャー）⇨松元光春（キャッチャー）のバッテリーが、なかなかの投球を披露した。厚生部長時代すべての企画がボシャッてしまい、目の目を見ないまま部長を終えた石川投手が、今日はまばゆく見えた。

日向チーム 子供から大人まで、いまだにソフトの盛んな日向、単独チームでその芽えを見せた。みごと決勝進出、そして日向はもうひとつ奥の手も見せてくれた。

昼食時にカツオのづけ、サバの塩たたき、なんとも旨いビールのつまみ2品、口に入った人は少なかったのかもしれない。皆の衆、昼めし時は日向支部のそばがいい。

最後に県会役員チーム 何を血迷ったか、富田財務部長？企画・進行で忙しいのに役員だけ集めて1チーム。ただ単に【自分の出番作り】と鎌ちゃんが吠えた。

株本前局長（ピッチャー）⇨柳田現局長（キャッチャー）引き継ぎもうまくいったようで、呼吸もびったり何とか形が出来て県会もひと安心。

打つ方では会長がセンター前にヒット2本、九州ブロックのゴルフで141たたいた人とは思えない。会長、九プロもソフトをすればいいかもね～

ひと通り、チームの紹介を終わる事とする。

ここで記憶に残ったプレーを紹介しよう。

法務局ではショートの日高表専、齢はいくつか聞いて見たい。なかなかのシャープな動き、昼食時の距離当てゲームでもみごと優勝、顔の真面目さに似合わぬお茶目な人、サード 中原和朗君、10数年ぶりに見る君は、みごとに豆タヌキ。しかし昔と変わらず動きは軽やかであった。(感心・感心)

役員チームからは事務局の多恵ちゃん。いつもお仕事ごろうさん。あの足の速さはただものでない。前世は雲助か、忍者のくの一か、内転筋に触れてみたい。

谷口業務部長、テニスで鍛えた俊足強肩に期待したが、スタミナ不足、最近はやべり過ぎであごの周りに筋肉が付き過ぎでは(失礼)

最後は都城チームの奥ピッチャー 三試合連続完封での優勝 あなたは何ともすごいことをやってくれた。頼みもしないのに、お陰で私の帰るところがなくなった。来年も役員チームで頑張ろう♪

いろいろの思い出を作ってくれた10数年ぶり復活のソフト大会、けが人もなく無事に終了し何よりでした。

大会の企画・運営に携わって頂いた富田財務部長・宮崎支部の皆さん・事務局その他etcに感謝を申し上げ終わりとします。

来年を楽しみにしつつ

ソフトボールの結果



Aパート

1. 日向 5-1 小林
2. 宮崎A 5-1 県会 Aパート代表
3. 県会 14-9 小林 日向
4. 日向 7-0 宮崎A

Bパート

1. 法務局 11-4 都城
2. 都城 8-0 宮崎B Bパート代表
3. 宮崎B 5-4 都城
4. 都城 3-0 法務局



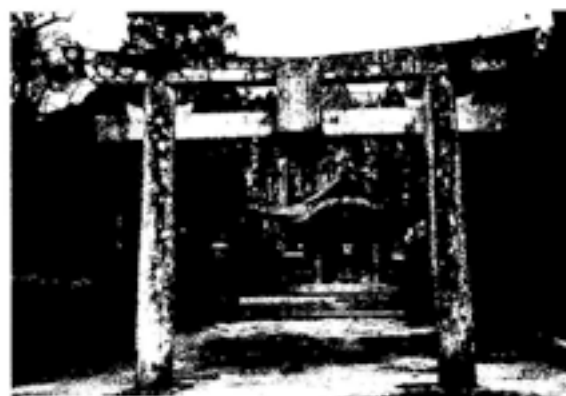
歴史散歩

— えびの市の巻 —

宮崎支部 太平 亨

—— 加久藤神社 ——

当社創建は、「三国名勝図会」によると、天智天皇白鳳七年二月、大職冠藤原鎌足公の命により、勧請し二之宮を加久藤に崇めた村内の総鎮守である。往古二之宮現王社と奉称し、天正4年（1576）鹿児島初代藩主島津家久が加久藤城に生まれ、産土神として深く崇敬されたといわれる。



—— 白鳥神社 ——

白鳥山の中腹にある。祭神は日本武尊。旧県社。古くは白鳥権現社、白鳥六所権現などと称し、別当は白鳥山満足寺。創建については、日向の国霧島に來た性空は、一日白鳥山に登って六観音池の辺りで、法華經を誦読していると、老翁が現れて日本武尊と名乗り、白鳥と化して、この峰に永く住んでいたが、師の説經苦行の徳に感じて身を現わしたと語った。

社殿は一切針葉樹が使われていないのが特徴である。



電話インタビュー



宮崎支部

大谷 洋助

皆様お疲れ様でございます。この度、調査士事務所を開設させていただきました大谷と申します。

未熟にもかかわらず、勢いで開業したため戸惑いも多く、日々勉強の毎日をごしております。

周りを見渡せば経験を積んで来られた立派な先生ばかりなので、つつい萎縮してしまいがちです。

そういった態度が失礼に映ることがあるかもしれませんので、あらかじめご容赦下さい。

さて、これからどんな困難が待ち受けているのかと身も引き締まる思いです。

「なせばなる。なせばならぬ何事も。なせぬは人のなさぬなりけり。」何かと諦めの早い自分に親友が教えてくれた有名な言葉です。やるべきことをやる前に決して諦めたりしない、この思いを胸に頑張っていきたいと思います。どうぞご指導のほど、宜しくお願いいたします。



受 彰 者 名 簿

◎黄綬褒章（業務精励）

所属支部	氏 名	備 考
宮 崎	野 田 喜久至	元宮崎県土地家屋調査士会会長 入会 昭和45年2月2日

◎福岡法務局長表彰

所属支部	氏 名	備 考
日 南	豊 饒 輝 隆	業務歴40年以上 入会 昭和39年2月1日

◎宮崎地方法務局長表彰

所属支部	氏 名	備 考
宮 崎	広 末 誠	業務歴30年以上 入会 昭和48年6月4日
宮 崎	彌 榮 純 也	業務歴30年以上 入会 昭和48年11月6日
宮 崎	後 藤 昭 彦	業務歴30年以上 入会 昭和48年12月12日
日 向	那 須 義 明	業務歴30年以上 入会 昭和48年12月12日
宮 崎	猪 野 一 博	業務歴30年以上 入会 昭和48年12月24日
児 湯	福 嶋 良 一	業務歴30年以上 入会 昭和49年4月2日
延 岡	井 上 辰 男	業務歴30年以上 入会 昭和49年4月10日

◎日本土地家屋調査士会連合会長表彰

所属支部	氏 名	備 考
延 岡	佐 藤 仁 之	役員功績 連合会顕彰規程第4条該当者
宮 崎	有 馬 裕 之	永年業務功績 連合会顕彰規程第5条該当者
日 向	佐 藤 金 夫	永年業務功績 連合会顕彰規程第5条該当者
小 林	内 村 寛	永年業務功績 連合会顕彰規程第5条該当者

◎九州ブロック協議会長表彰

所属支部	氏 名	備 考
日 南	豊 饒 輝 隆	業務歴40年以上 九B顕彰規程第4条第5号該当者

◎宮崎県土地家屋調査士会長表彰

所属支部	氏 名	備 考
都 城	松 山 茂	業務歴20年以上 県会顕彰規程第3条第3号該当者
小 林	山 下 尚 喜	業務歴20年以上 県会顕彰規程第3条第3号該当者
宮 崎	野 中 靖 昌	業務歴20年以上 県会顕彰規程第3条第3号該当者
宮 崎	佐 藤 満 穂	業務歴20年以上 県会顕彰規程第3条第3号該当者
日 向	坂 口 栄	業務歴20年以上 県会顕彰規程第3条第3号該当者
宮 崎	栗 山 俊 治	業務歴20年以上 県会顕彰規程第3条第3号該当者
日 南	谷 口 偉 文	業務歴20年以上 県会顕彰規程第3条第3号該当者

平成16年会務報告（4月1日～6月30日）

4/1～6/30

月	日	曜	日	事	項	備	考
4.	1	木		表示登記の日		登記無料相談（1日～6日）	
	5	月		宮崎地方法務局長来訪		新任挨拶	
	12	月		第1回鑑定委員会		平成16年度活動のまとめと反省	
	14	水		第1回常任理事会		第49回定時総会資料の検討について	
	16	金		期末監査（本会）		会長 財務部長 酒井 宮田監事	
	16	金		同（宮崎支部）		支部長 金丸会計 平田 栗山監査	
	19	月		第1回理事会		第49回定時総会資料の検討について	
	21	水		都城支部総会		於「都城大丸 7階」	
	22	木		日向支部総会		於「ささ河」	
	23	金		登録証交付式		会長 大谷会員	
	23	金		小林 日南 児湯支部総会		於「与志乃」「服部亭」「割烹力」	
	28	水		宮崎 延岡支部総会		「調査士会館」	
5.	11	火		登録証交付式		会長 酒匂会員	
	12	水		業務部会		第1回研修会宮崎支部と打合せ	
	14	金		宮崎支部役員会		支部総会の反省と新人研修会について	
	18	火		第2回常任理事会		第49回定時総会について	
	20	木		登録証交付式		会長 中山会員	
	21	金		第49回定時総会		於 厚生年金会館「ウエルシティ宮崎」	
	21	金		政治連名総会		於 厚生年金会館「ウエルシティ宮崎」	
	26	水		行政書士会総会		河野会長来賓出席	
	28	金		司法書士会総会		河野会長来賓出席	
	28	金		財務部会		ソフトボール大会開催の打合せ	
6.	3	木		全調連九州ブロック会長会		於 長崎市	
	4	金		〃 定例総会		於 〃	
	5	土		〃 〃		於 〃	
	6	日		〃 ゴルフ大会		於 大村市	
	10	木		第1回「50周年記念誌」実行委員会		「記念誌」発行の計画作成	
	13	日		親善ソフトボール大会		木の花ドーム参加者112名	
	15	火		第2回理事会		平成16年度の事業計画について	
	18	金		宮崎支部役員会		調査士会館3階	
	22	火		第2回境界鑑定委員会		〃	
	25	金		日調連総会		於京王プラザホテル	
						河野会長 山下副会長出席	
	26	土		〃		〃	

❖❖ 会 員 の 動 き ❖❖

◎ 入会者



森 辰男 モリタツオ 生年月日 昭和15年9月8日
 事務所 〒 889-1604 清武町大字船引178番地3
 TEL 0985-85-5804 FAX 0985-85-5804 携帯 _____
 E-mail _____
 入会年月日 平成16年2月2日 登録年月日 平成16年2月2日
 登録番号 744号 公債協会 兼 業 _____
 自 宅 〒 880-0951 宮崎市大塚町窪田3272番地
 TEL 0985-53-2680 サンマンション大塚403号

◎ 入会者



大谷 洋助 オオタニヨウスケ 生年月日 昭和52年1月14日
 事務所 〒 880-0035 宮崎市下北方町平ノ下5200-3-2
 TEL 0985-22-7234 FAX 0985-22-7234 携帯 090-9650-1202
 E-mail _____
 入会年月日 平成16年4月12日 登録年月日 平成16年4月12日
 登録番号 745号 公債協会 兼 業 _____
 自 宅 〒 884-0102 児湯郡木城町大字椎木5920番地43
 TEL 0983-32-3082

◎ 再入会者



酒匂 尚彦 サコウナオヒコ 生年月日 昭和31年1月2日
 事務所 〒 880-0942 宮崎市生目台東4丁目11-4
 TEL 0985-50-2416 FAX 0985-50-2416 携帯 090-3463-1783
 E-mail _____
 入会年月日 平成16年4月20日 登録年月日 平成16年4月20日
 登録番号 746号 公債協会 兼 業 _____
 自 宅 〒 880-0942 宮崎市生目台東4丁目11-4
 TEL 0985-50-2416

◎ 入会者



中山 恵 ナカヤマメグム 生年月日 昭和20年3月7日
 事務所 〒 880-0804 宮崎市宮田町13番8号
 TEL 0985-60-7491 FAX 0985-60-7492 携帯 _____
 E-mail _____
 入会年月日 平成16年5月20日 登録年月日 平成16年5月20日
 登録番号 747号 公債協会 兼 業 _____
 自 宅 〒 880-0121 宮崎市大字島之内7286番地18
 TEL 0985-39-3526

※各自破線より切り取り、会員名簿に貼付して下さい。

◎ 登録事項変更

氏 名	変更事項	変 更 後	氏 名	変更事項	変 更 後
初 田 謙 信	事 務 所	東臼杵郡門川町中須4丁目7番地2	竹 嶋 弘 康	事 務 所	宮崎市南高松町6番23号
男 成 克 義	事 務 所	宮崎市阿波岐原町火切塚1473番地3	橋 口 一 郎	本 籍	児湯郡新富町富田南2丁目52番地
福 重 至 広	事 務 所	宮崎市南高松町6番23号		住 所	同

◎ 退 会 者

年 月 日	氏 名	支 部 名	事 由
平成16年3月5日	三 浦 泰 隆	日向支部	死 亡
平成16年7月14日	福 重 至 広	宮崎支部	廃 業
平成16年7月20日	高 島 実	日南支部	所属変更(福岡)
平成16年8月3日	大 早 亨	宮崎支部	廃 業

表示登記Q & A

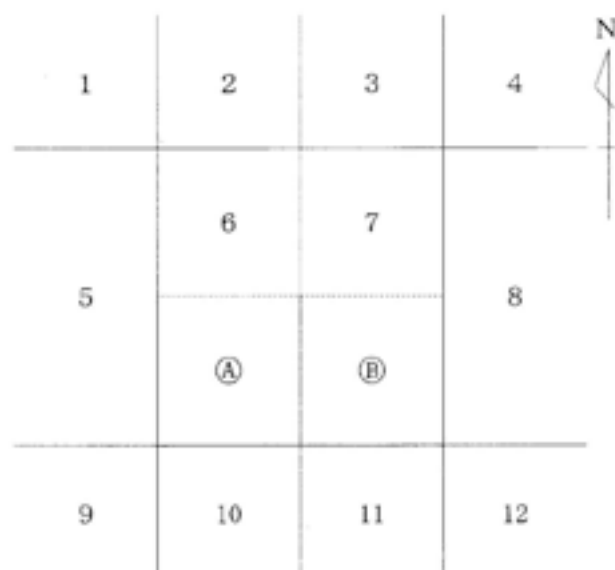
被相続人名義の数筆の土地の各一部を相続人から合筆と分筆の登記を申請することの可否

【問】被相続人名義の土地について、遺産分割協議により相続する数筆の土地の各一部を相続する者から、相続登記の前提として合筆と分筆の登記を申請することができるか。

【答】相続人の一部の者から設問の登記の申請をすることはできない。

【解説】

- 1 設問の例としては、下記の図のような場合であると考える。



例えば、遺産分割協議により6番の土地の一部(網かけ部分)と7番の土地の一部(網かけ部分)を相続したとして、相続人の一人から相続登記の前提として、6番の土地と7

番の土地を合併する合筆の登記と、網かけ部分とそれ以外の部分とに分割する分筆の登記を申請することができるかという問題である。

相続人名義の土地について、相続を証する書面を添付して、相続人全員から合筆の登記を申請することができるが、この場合の申請人は、当該土地を相続により取得した者のみでなく、相続人が数人いる場合には、その全員が申請人とならなければならない。ただし、合筆の登記は民法第252条ただし書の保存行為に該当しないと解されるからである(問1(246頁)参照)。

なお、相続人の全員から相続登記の前提として合筆の登記をした後に、相続人の一部の者から遺産分割協議の結果相続することとなった土地については、右遺産分割協議書を添付して分筆の登記を申請することは可能である。

- 2 そこで前掲の図にしたがって説明すると、6番と7番の土地を所有する亡甲の相続人乙、丙、丁がある場合において、6番と7番の土地の網かけ部分以外を乙、網かけ部分を丙が相続する旨の遺産分割協議がなされたときは、6番と7番の土地の合筆登記は乙、丙、丁の相続人全員で申請する必要がある。しかし、各共有者は、他の共有者の同意があれば共有土地についても相続人の1人からでも合筆の

登記を申請することができる（民法251条）ので、相続により当該土地の一部を相続することとなる乙又は丙が、他の相続人の同意書を添付して6番と7番の土地の合筆登記を申請することができる。

また、合筆後の分筆の登記については、相続を証する書面の一部として遺産分割協議書を添付して乙又は丙から申請することができるとされている（注1）。

なお、この場合の遺産分割協議書には、図面を添付して当該土地を特定する必要がある（注2）。

〔注1〕 登記研究229号71頁

〔注2〕 登記研究658号93頁

編 集 後 記

8月13日から17日間に渡り、アテネオリンピックが開催されている。

先日、宮崎市の「木の花ドーム」で行われ、大いに盛り上がった“ソフトボール”も、柔道、野球などと並び金メダルの有力候補だ。

今回は、陸上にも有力な選手たちがおり、ますます目の離せないゲームが多くなり、楽しみなどころ。

皆様、オリンピックを通し良い刺激を得、日本人であることを是非再認識していただきたいところですが、毎度の国際試合で話題に上ります“寝不足”で翌朝の仕事に差し支えは無かったですでしょうか？注意、注意ですよ。

（後藤）





KAIHOU MIYAZAKI